

会 議 録

教育長	<p>令和4年度第12回沖縄市教育委員会定例会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。</p> <p>教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。</p>
教育長	<p>本日の会議録の署名については、下地輝美委員を指名いたします。</p> <p>それでは日程第1、「教育長の一般報告」について報告いたします。確認したい点がありましたら、ご質疑等よろしく願いいたします。</p>
各委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは、私の方から何点かご報告いたします。</p> <p>報告資料「1月教育長参加行事一覧」のとおり報告。</p> <p>何か質疑等はありませんか。</p>
下地委員	<p>二点お願いします。25日のNPO法人「教育の杜」の藤川氏来訪についてと28日の青少年の現状と本音を知る会について、詳細について説明をお願いします。</p>
教育長	<p>まず、25日のNPO法人「教育の杜」の藤川さんについてですが、沖縄県議会議員の沖縄自民党の小渡さんという方の紹介で、指導部長と共にお会いしました。教員の多忙化から病気で休んでしまう方が大阪、沖縄において危機的状況にあるということで次年度、特にメンタルヘルス対策でそれに特化した、国の補助金が予定されているらしく、今後、県を通して、アナウンスがあるはずですから、ぜひ沖縄市として手を挙げてもらえませんかというお話でした。私たちも実際に県から通知がないので詳細は分かりませんが、その方が持っていた資料によると、全</p>

会 議 録

	<p>国で都道府県 5 カ所を指定して、都道府県から市町村に、年間 1300 万円を 3 年間補助していくという事業が展開されますよということでした。ですが、先ほど話しましたように、今のところ県から市町村に対して、そういった話はでてきておりませんが、教員のメンタルヘルスについては、対策をとらなければならない課題だと捉えております。ちなみに、今回、来訪された、NPO 法人「教育の杜」というところですが、法人として、もしこの事業が実現するのであれば、こういったことが実施できますよといった、いわば宣伝や PR みたいなお話しでした。ただ、もし仮にそういった補助金が付くようであれば、その団体にお願いするかどうかは置いといて、県の制度設計を見ながら、手を挙げてみてもいいのかなと考えておりますが、まだこの話が出てきていないので、今後ちょっと動向を見ていきたいと考えております。</p> <p>それから、28 日の青少年の現状と本音を知る会についてですが、私も初めて聞いた名前の団体として、九州ブロック青少年育成アドバイザー連絡協議会という団体があるようです。そちらの団体は、九州各県を回りながら異なる学校や学年の小中高校生を一堂に集めて身近に思うこと、社会や家庭のことであったり、学校のことであったり、いろいろな自分の身の回りのことを本音で語り合いながらお互い理解をし、認め合いながらコミュニケーション能力を高めていこうというような活動をしているところです。毎年、一つの県を回っているらしく、今年はずっと沖縄だったということで、沖縄市の青少年センターが窓口になって経営をしております。今回、沖縄市農民研修センターで開催したのですが、宣伝不足や新型コロナの影響もあったのか、子どもたちも 12 名ぐらいしかなくて、とても少ない状況でした。私自身は、このあと別公務があり、挨拶だけをしてその場を後にしたので、肝心の活動部分について見ることができませんでしたが、その後、グループワークで意見を出し合いながら研修をやっている様子の写真を見せてもらいました。</p>
教育長	他に質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。

会 議 録

教育長	続いて、日程第 2、議案第 17 号「沖縄市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課長	それでは議案第 17 号「沖縄市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則」説明いたします。 教育総務課長より、別紙「沖縄市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則」のとおり説明。 以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。
嘉納委員	5 ページの現行規則第 5 条第 1 項第 5 号において、帽子をかぶらないことという規定を削除しておりますが、帽子をかぶってもいいのでしょうか。
教育総務課長	守っていただきたい遵守事項として、会議の妨げになるかどうかというところが一番重要なところだと考えました。帽子を着用して会議に出席された場合、帽子が会議に影響するかどうか、それは可能性として低いのではないかとということで、帽子をかぶらないことという規定を削除しております。
大田委員	6 ページの改正案の第 7 条第 1 項第 3 号について、会議が閉会したときという規定を新しく加える理由について説明をお願いします。
教育総務課長	これまで会議が閉会した時に傍聴人が退場するという規定を明文化しておりませんでしたので、会議が閉会した時には、傍聴人に速やかに退場していただきたく、今回、明文化しており

会 議 録

嘉納委員	<p>ます。</p> <p>5 ページの第 2 条で自己の住所、氏名等と書いていますが、実際の受付簿を見ると、氏名と住所が逆になっているので、必要があれば修正をお願いします。また、「自己の」住所、氏名等となっていますが、「自己の」という文言入れる必要はあるのでしょうか。</p>
教育部長	<p>「自己の」という文言部分については少し研究させて下さい。また、指摘箇所の修正につきましては、教育長に一任していただけますとありがたいです。よろしくお願いいたします。</p>
下地委員	<p>改正後の規則が 7 ページにまとめられているものと思われませんが、上部の方に昭和 49 年 5 月 8 日教委規則第 21 号とありますが、こちらは何の日付でしょうか。</p>
教育部長	<p>上部の昭和 49 年 5 月 8 日教委規則第 21 号はこの規則制定の日になります。改正が行われますと、7 ページの右上部分及び 8 ページの規則の附則部分に改正日や施行日とその都度、追加されていきます。</p>
教育長	<p>他に何か質疑等はありませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは議案第 17 号「沖縄市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則」については、第 2 条の指摘部分を教育長に一任していただくということで決定としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>

会 議 録

教育長	<p>異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 17 号については、第 2 条の指摘部分について教育長に一任したうえで決定したいと思います。以上をもちまして「沖縄市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則」について終了いたします。</p>
教育長	<p>続いて、日程第 3、議案第 18 号「沖縄市学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
学務課長	<p>それでは議案第 18 号「沖縄市学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」説明いたします。</p> <p>学務課長より、別紙「沖縄市学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」のとおり説明。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。</p>
嘉納委員	<p>精神に異常があると認められる者を削る理由については、理解できるのですが、伝染性の病気にかかっていると認められる者について削ってしまうと、例えば、今で言うところの新型コロナとか、非常に伝染性の強い病気とかの人にも許可してしまうことになりますが、問題はないのでしょうか。</p>
教育部次長	<p>伝染性の病気にかかっているのであろう者については、現在、新型インフルエンザを規制する法律において行動制限がかかるので、この規則の適用の前段階で制限がおこなわれるものと考えております。今回の文科省からの通知については、以前からの使用者を差別的に扱わないというのが趣旨となっておりますので、我々では、判定や判断できない精神的な異常、伝染病については、こちらの都合では差別的な扱いはしないものとして</p>

会 議 録

嘉納委員	<p>おります。</p> <p>インフルエンザとか、学校保健安全法の中に法定伝染病という形であると思いますが、そういった場合は、どういった対応になりますか。</p>
教育部次長	<p>明らかに診断が出ていれば、自宅療養をすることになります。補足になりますが、この規則については、昭和49年に合併して沖縄市になった時に、改めて整理したものになります。通常は、ひな形が、国から示されて作成していく事になりますので、昭和49年以前の社会情勢を踏まえて提供されたひな形が、現在も運用されておりますので、約50年も経ちますといろいろな弊害が出てきております。伝染性の病気の部分についても、心配すれば、いくらでも規制する規則を作ることができますが、差別的な扱いと言われると、そのように捉えられることもありますので、そのバランスが難しいところです。</p>
嘉納委員	<p>改正案の第12条第1項第2号の秩序又は風俗みだすという文言について、古い表記になるかと思われまので、公序良俗というような、現代的な表記に変更してもいいかと思しますので検討してみてください。</p>
嘉納委員	<p>間接的に係るところで、宗教団体とか政治団体への使用許可について、県外では、裁判になったりとかかなり問題になったのですが、そういった団体であっても、手続きを踏めば、借りることができるのでしょうか。</p>
教育部次長	<p>実際の判例として、学校の体育館で教員の組合が大会を開こうとして一旦許可がでたのですが、その後、校長が学校運営に支障があるということで取り消しをおこない、これが適切であったという判例は過去にはございます。体育館で騒がれると、生徒に影響があるため使用を許可しないというような権限は学校長にございます。</p>

会 議 録

嘉納委員	ということは、宗教団体や政治団体とかの団体で判断されるのではなく、学校の教育活動に支障が出るというふうに判断されたら、基本的には使用できないということですね。
教育部次長	学校長において、裁量権を発動できるものとなっております。
教育長	他に何か質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは議案第 18 号「沖縄市学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 18 号については、原案のとおり決定したいと思います。以上をもちまして「沖縄市学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」について終了いたします。
教育長	続いて、日程第 4、報告事項「その他」休憩します。
教育長	再開いたします。これにて令和 4 年度第 12 回沖縄市教育委員会定例会の全日程を終了いたします。大変お疲れ様でした。